

2 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書から年調計算表への記入

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 <input type="checkbox"/>	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	記載のしかたはこちら
税務署長 <input type="checkbox"/>	給与の支払者の法人番号 1121213341415161617	あなたの住所又は居所 〇〇市××町23-7	基・配・所
税務署長 <input type="checkbox"/>	給与の支払者の所在地(住所) 〇〇市△△町3-3	あなたの住所又は居所 〇〇市××町23-7	

～記載に当たっての注意～

- ①「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が、805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の欄に記載してください。
 - 上記①以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。(「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません。)
- ②「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は、「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

- ①「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- ②「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- ③「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が同居居住者である場合を除きます。

配偶者の氏名等 (フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の生年月日 昭和56年10月5日
配偶者の住所又は居所 山形県 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号	同居居住者である配偶者の住所又は居所 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

◆ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		400,000

48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和30.1.1以前生)	<input type="checkbox"/>
老人控除対象配偶者に該当	<input type="checkbox"/>
48万円以下かつ年齢70歳未満	<input checked="" type="checkbox"/>
48万円超95万円以下	<input type="checkbox"/>
95万円超133万円以下	<input type="checkbox"/>

○ 控除額の計算

900万円以下	<input checked="" type="checkbox"/>	区分Ⅰ
900万円超 950万円以下	<input type="checkbox"/>	A
950万円超 1,000万円以下	<input type="checkbox"/>	B
1,000万円超 1,805万円以下	<input type="checkbox"/>	C
1,805万円超 2,400万円以下	<input type="checkbox"/>	D
2,400万円超 2,450万円以下	<input type="checkbox"/>	E
2,450万円超 2,500万円以下	<input type="checkbox"/>	F
2,500万円超	<input type="checkbox"/>	G

○ 控除額の計算

区分Ⅱ		①(上記)配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額(※印の金額)	
区分Ⅰ	控除額	控除額	控除額
A	48万円	38万円	38万円
B	32万円	26万円	26万円
C	16万円	13万円	13万円
D	3万円	3万円	3万円
E	3万円	3万円	3万円
F	3万円	3万円	3万円
G	3万円	3万円	3万円

配偶者控除の額	380,000
配偶者特別控除の額	
配偶者定額減税対象	<input checked="" type="checkbox"/>

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

- ① 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
- ② 年末調整における所得金額調整控除の適用については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	特別障害者に該当する事実 (★欄「3-2」を参照)
同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 (フリガナ)	あなたの住所又は居所が異なる場合は左記の住所又は居所を記載してください(配偶者控除等申告書と併記)
ヤマカワ ジロウ	〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号
山形県 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号	〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号

要件	扶養親族が年終23歳未満(平成14.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)
扶養親族等	扶養親族等 (右の★欄のみを記載)

甲種乙種	所 属 課 職 名 住 所	氏 名 (フリガナ)	整理 番号
	〇〇市××町23-7	山 川 太 郎	8

区分	支払月	給 付 金 額	社会保険料等の控除額	社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による不足税額	差 引 徴収税額
1	1:19	590,000	90,712	499,288	5人	8,420		8,420
2	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
3	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
4	4:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
5	5:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
6	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
7	7:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
8	8:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
9	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
10	10:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
11	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
12	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
計	①	7,170,000	②1,104,222	6,065,778		③ 50,700		
6:6	10	900,000	140,940	759,060	5	9,300		
12:12	25	900,000	140,940	759,060	5	9,300	④	50,700
計	④	1,800,000	⑤281,880	1,518,120		⑥ 0		

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同上の税額に基づき繰り越した戻付税額	月 別 戻付又は徴収した税額	差 引 残 高	月 別 戻付又は徴収した税額	差 引 残 高
		1月		1月	
		2月		2月	
		3月		3月	
		4月		4月	
		5月		5月	
		6月		6月	
		7月		7月	
		8月		8月	
		9月		9月	
		10月		10月	
		11月		11月	
		12月		12月	
		合計		合計	

区 分 金 額	税 額
給 付 手 当 等	7,170,000
控 除 等	1,800,000
計	8,970,000
給付所得控除後の給与等の金額	7,020,000
所得金額調整控除額	47,000
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	7,067,000
給与等からの控除分(3+⑤)	1,386,102
社会保険料控除額	0
生命保険料の控除額	120,000
地震保険料の控除額	50,000
配偶者(特別)控除額	380,000
扶養親族及び障害者等の控除額の合計額	1,860,000
基礎控除額	480,000
所得控除額の合計額(控除額+基礎控除額)	4,276,102
所得金額調整控除額(控除額+基礎控除額)	2,695,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500
年調所得税額(控除額+マイナスの場合は0)	45,600
年 調 減 税 額	2 150,000
年調減税後の年調所得税額(控除額+マイナスの場合は0)	0
控除外額(「控-2」がマイナスの場合に記載)	1 104,400
年 調 年 税 額 (「控-3」×102.1%)	0
差 引 (控-3)又は不足額(控-⑧)	50,700
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	0
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	0
差引還付する金額(控-⑨-控-⑩)	50,700
本年中に還付する金額	50,700
翌年において還付する金額	0
本年最後の給与から徴収する金額	0
翌年に繰り越して徴収する金額	0

令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿

○この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

7 年調年税額の計算と年調計算表の記入

令和6年分給与と所得に対する源泉徴収簿

甲種乙種	所属	経理課	職名	経理係長	住所	氏名	整理番号
					〇〇市××町23-7	山川 太郎	8

区分	月	支給	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年未調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1	19	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
2	2	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
3	3	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
4	4	19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
5	5	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
6	6	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
7	7	19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
8	8	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
9	9	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
10	10	21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
11	11	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
12	12	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		7,120
計			① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778		③ 50,700		
6	6	10	900,000	140,940	759,060	5	93,000		0
12	12	25	900,000	140,940	759,060	5	—	過納 ▲50,700	▲50,700
計			④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 0		▲50,700

区分	分	金額	税額
給料・手当等	①	7,170,000	③ 50,700
賞与等	②	1,800,000	④ 0
計		8,970,000	⑤ 50,700
給与所得控除後の給与等の金額	⑥	7,020,000	
所得金額調整控除額	⑦	7,000	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑧	6,973,000	
給与等からの控除分(⑨+⑩)	⑨	1,386,102	
申告による社会保険料の控除分	⑩	0	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑪	0	
生命保険料の控除額	⑫	120,000	
地震保険料の控除額	⑬	50,000	
配偶者(特別)控除額	⑭	380,000	
扶養控除及び障害者等の控除額の合計額	⑮	1,860,000	
基礎控除額	⑯	480,000	
所得控除額の合計額	⑰	4,276,102	
居住控除(住宅ローン控除)	⑱	2,696,000	
年調所得税額(⑰-⑱、マイナスの場合は0)	⑲	172,100	
年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)	㉑	126,500	
年調所得税額(㉑-㉒、マイナスの場合は0)	㉓	45,600	
年調減税額(㉓-㉔、マイナスの場合は0)	㉕	0	
控除外額(㉕-㉖、㉖がマイナスの場合に記載)	㉖	104,400	
年調年税額(「㉖-㉗」×102.1%)	㉗	0	
差引(過納)又は不足額(㉗-㉘)	㉘	50,700	

45,600円 - 150,000円 = △104,400円
→「㉖-3」欄 0円
「㉖-4」欄 104,400円
(0円×102.1%)
(100円未満切捨て)

8 過不足額の計算と年調計算表の記入

令和6年分給与と所得に対する源泉徴収簿

甲種乙種	所属	経理課	職名	経理係長	住所	氏名	整理番号
					〇〇市××町23-7	山川 太郎	8

区分	月	支給	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年未調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1	19	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
2	2	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
3	3	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
4	4	19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
5	5	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
6	6	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
7	7	19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
8	8	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
9	9	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
10	10	21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
11	11	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
12	12	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		7,120
計			① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778		③ 50,700		
6	6	10	900,000	140,940	759,060	5	93,000		0
12	12	25	900,000	140,940	759,060	5	—	過納 ▲50,700	▲50,700
計			④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 0		▲50,700

区分	分	金額	税額
給料・手当等	①	7,170,000	③ 50,700
賞与等	②	1,800,000	④ 0
計		8,970,000	⑤ 50,700
給与所得控除後の給与等の金額	⑥	7,020,000	
所得金額調整控除額	⑦	7,000	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑧	6,973,000	
給与等からの控除分(⑨+⑩)	⑨	1,386,102	
申告による社会保険料の控除分	⑩	0	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑪	0	
生命保険料の控除額	⑫	120,000	
地震保険料の控除額	⑬	50,000	
配偶者(特別)控除額	⑭	380,000	
扶養控除及び障害者等の控除額の合計額	⑮	1,860,000	
基礎控除額	⑯	480,000	
所得控除額の合計額	⑰	4,276,102	
居住控除(住宅ローン控除)	⑱	2,696,000	
年調所得税額(⑰-⑱、マイナスの場合は0)	⑲	172,100	
年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)	㉑	126,500	
年調所得税額(㉑-㉒、マイナスの場合は0)	㉓	45,600	
年調減税額(㉓-㉔、マイナスの場合は0)	㉕	0	
控除外額(㉕-㉖、㉖がマイナスの場合に記載)	㉖	104,400	
年調年税額(「㉖-㉗」×102.1%)	㉗	0	
差引(過納)又は不足額(㉗-㉘)	㉘	50,700	

0円 - 50,700円 = △50,700円
(超過額 50,700円)